

① 協議会の組織・運営に関する御指摘

- ✓ 協議会をどのような形で設置するのは重要な論点であるが、法の趣旨及び“need to know”の原則に鑑み、協議会はプロジェクトごとに設置すべきである。
- ✓ 秘密情報の扱いについて、情報保全の専門家が適切な助言を行うなどの関与をする必要がある。

② 協議会への理解醸成に関する御指摘

- ✓ 経済安全保障重要技術育成プログラムについて、やる気のある研究者を巻き込み、適切にフォローすることが重要である。安全保障及びインテリジェンスの専門家も活用しながら、プロジェクトごとに先見の目利きを行うことも重要である。
- ✓ 研究成果の取扱いに関して、外為法との関係や、大学における研究インテグリティの関係、両罰規定を持つ営業秘密との関係について説明が必要。
- ✓ 協議会はオープンな会議体であり、希望する者は同意の上で加入して議論ができる場であるが、実際に運用してみなければその反応はわからない。他の委員の指摘も反映しつつ、協議会が効果的に運用される枠組みとなることを期待。
- ✓ アカデミアと安全保障を結びつけていく初めての試みであるところ、既存の仕組みとの相違点を明らかにしながら、使いやすい制度となるよう設計をしていくことが重要である。
- ✓ アカデミアは協議会を通じて柔軟に社会実装していくようなことはあまり慣れていないが、経済安全保障重要技術育成プログラムに寄与したいと思う研究者が多数いる。そういった研究者を保護しながら、本プログラムが適切に進んでいくような仕組みを整備していくことが極めて重要である。その過程において、協議会に参画する多数の者が納得するための仕組みをどのように説明していくかが重要である。